

世界と日本のアニマルウェルフェア 畜産ビジネスの新展開(2)

—養豚産業におけるAW食品ビジネスとイノベーション—

第5回 EUの養豚福祉政策の改革と市場経済化の進展

松木 洋一¹

1 日本獣医生命科学大学名誉教授 (Yoichi Matsuki)

はじめに：連載の趣旨と構成

「世界と日本のアニマルウェルフェア畜産ビジネスの新展開」についての連載は、養鶏産業編、養豚産業編、養牛産業編という分野別に取り上げる企画である。養鶏産業については、『畜産の研究』誌で2019年2月号から第1回「世界家畜福祉基準とアニマルウェルフェア食品企業ビジネスの動向」(松木洋一)、3月号の第2回「グローバル食品企業チェーンにおけるAW養鶏ビジネスの展開」(上原まほ)、4月号の第3回「欧米における養鶏飼育システムのAWイノベーション」(奥山海平)、5月号の第4回「世界のAW鶏卵・鶏肉市場の形成と動向」(大木 茂)として取り上げた。

今回の「養豚産業におけるAW食品ビジネスとイノベーション」編を以下のように4回にわたって掲載することにする。

第5回「EUの養豚福祉政策の改革と市場経済化の進展」(松木洋一)

第6回「アニマルウェルフェアで成績を上げるヨーロッパの養豚現場からの報告」(山下哲生)

第7回「日本におけるアニマルウェルフェア配慮豚肉の販売課題—生協・宅配事業者の放牧豚と薄飼い肥育豚を中心に—」(大木 茂)

第8回「OIEおよび世界の多様な養豚福祉基準に対応するAW畜産ビジネスの課題」(松木洋一)

21世紀になって欧米畜産先進国は、家畜の自由を閉じ込めることで畜産物の生産性と効率性の高度化を進めてきた工場的畜産システムからアニマルウェルフェア畜産への転換という“畜産革命”へ舵を切っている。

また、OIE世界家畜福祉基準の完成が間近になって、グローバルな巨大食品企業チェーンがアニマルウェルフェア食品ビジネスを急速に開始しており、アニマルウェルフェア畜産(以降AWと略称を用いる)の進化にとって大きな影響力をもちつつある¹⁾。

今回とりあげる養豚産業編では、濃厚飼料依存型で家畜の自由を閉じ込めてきた工場的畜産システムからアニマルウェルフェア畜産システムへの転換の課題と現状に焦点を置き、欧米畜産先進国が進めているAW畜産への転換=いわゆる“畜産革命”に対応する日本の養豚業界と食品産業界および消費者が取り組むべき課題を取り上げることにする。

1. アニマルウェルフェア畜産とは

アニマルウェルフェア畜産(家畜福祉畜産)とは、家畜を「行動要求満足度の高い生活状態で飼育する」生産システムであるとともに、そのことによって人も家畜から安全で質の高い「ウェルフェア食品」と人間のストレスを軽減するセラピー効果のある「癒し力」をも与えられるという、

人と家畜とが相互依存する“ウェルフェア共生システム”と定義する。

しかも，“ウェルフェア共生システム”で生産されるこれら2つのウェルフェア商品(食品とセラピーサービス)の価値を実現するためには、生産段階に従事する人たちだけでなく、流通業、食品加工業、レストラン等の飲食業に従事する人たちと共に、かつ最終消費者である多様な人々がアニマルウェルフェアを重視するライフスタイルをめざして、生産活動と生活活動を結びつけるあらたな市場社会的ネットワークであるアニマルウェルフェア フードシステムの開発が不可欠である。

以上のような日本型 AW コンセプトは、AW 畜産による AW 食品の供給と共に AW セラピーサービスの供給、人間と動物の相互依存関係＝共生システムに意義を置いており、AW 畜産“物”の生産システムと食べ物供給チェーンに評価基準を置いて推進する欧米型の AW 概念とは異なる。

AW の基本理念は、“家畜は物ではない”＝“感受性のある生命存在”であり、畜産物は“食物”というより“食命”ともいえるのであり、ウェルフェアフードシステムとはまさに“いのちの食べ方”であり、AW 家畜飼育は食料生産と同時に動物とのコミュニケーションから人間が受け取る“癒し力”を実現することである²⁾。

2. EU の家畜福祉政策の新展開

1) EU の養豚保護指令と改革の進展³⁾

EU の家畜福祉政策は、1980 年代後半から本格化し、1986 年には「バタリー採卵鶏の保護基準」指令(99 年改正)、1991 年には「輸送中の動物の保護基準」指令(01 改正)、1991 年には「豚の保護基準」指令(01, 08 改正)および「子牛の保護基準」指令(97 年改正)、1993 年には「屠畜又は殺処分時の動物保護基準」指令、1995 年には「採卵鶏の保護に関するヨーロッパ国際協定」、1997 年にはアムステルダム条約「動物の保護および福祉」議定書、1998 年には「農用動物保護」指令、1999 年には「採卵鶏の保護基準」指令、2000 年には「有機畜産規則」、2007 年には「食用肉鶏の保護基準」指令、2007 年に調印のリスボン条約第 13 条家畜福祉条項と、次々に 1990 年代以降につくられている。

養豚の保護のための最低床面積基準を定めた「豚の保護基準」指令では、飼育規模 10 頭以上の農場に適用され、子豚、育成豚、未經産豚、妊娠経産豚ごとの最低床面積が定められており、また特に経産豚と未經産豚を繋ぎ飼いする施設の新築や改築が禁止され、2006 年 1 月 1 日からは繋ぎ飼い自体が禁止され、種付け後 4 週間から分娩予定日の 1 週間までの期間は群飼することと規定されている。妊娠豚用のストールも最初の 4 週間以降は 2013 年 1 月 1 日から全面禁止された。

2014 年 12 月 14 日にオランダのフュフトで、オランダ、ドイツ、デンマークの 3 か国大臣が会議を開催し、家畜福祉宣言に調印した。それは現行の EU の養豚保護指令が近年の科学的成果に基づいていない遅れたものであり、改善する必要性を提言したものであった。その科学的根拠については、すでにヨーロッパ食品安全機構 EFSA が 2004 年には豚のウェルフェアと去勢について、2005 年では離乳豚および育成豚の異なるタイプ別の飼育空間及び床の構造とウェルフェアについて、2007 年には肥育豚の畜舎と飼育方法のウェルフェアについての問題点を指摘した報告書を刊行しており、会議ではそれらを評価して従来の指令の改正を提言したものとなった。

この 3 か国大臣の宣言に基づき、翌年の 2015 年 4 月 30 日にデンマークのコペンハーゲンにおいて、初めての養豚福祉国際会議が開催された。デンマーク、ドイツ、スウェーデン、オランダの 4 か国担当大臣が出席した会議では、2008 年改訂(2008/120/EC)の「豚の保護基準」指令への改正についてヨーロッパ委員会への勧告が採択された。

勧告内容の要旨は以下のものである。

「慣行集約畜産における豚の断尾手術が尻尾かじりの回避のために実行されているが、アニマルウェルフェアの観点からは望ましくない。それは痛みを生じさせ、しかも必ずしも尻尾かじりを減らすことになっていない。断尾はブタにとって好ましくない飼育条件下では豚のフラストレーションを完全に取り除く手段となっていないからである。」

勧告は、多くの断尾豚を減らすこと、そのために以下のような措置をとることを提案した。

- ① 離乳豚および育成豚の断尾を全農場で禁止する法令の導入
- ② 現指令で定めている飼育空間より高い最低基準の設定
- ③ 畜舎内で部分的に使われているスノコ床の面積を拡大するように動機づけすること
- ④ スノコの間隔は糞使用を出来るようなサイズに法令で定める

以上のような指令改正を勧告することと共に、現場での養豚ウェルフェアのために飼育改善を促すガイドラインの策定についても次のように提案した。

- ① 豚のためのエンリッチメント項目を作成中であるが至急決定する。
- ② 尻尾かじりのリスク項目を作成中であるが至急決定する。
- ③ 外科的手術による去勢は2018年までは全面禁止できないが、それまでは麻酔薬や鎮静薬を使用して実施する法令の採用。
- ④ 全ての妊娠豚および未經産豚の群飼育畜舎 Group Housing がアニマルウェルフェアの改善に重要である。
- ⑤ 現行の法令では離乳から4週目までは母豚のストール飼育が許可されているが、2013年から4週以降のストール飼育は禁止されているので、指導が必要である。
- ⑥ 分娩柵の中での群飼解放畜舎は雌豚のウェルフェアを増進させる。それに対し分娩クレートは雌豚の行動を制限しフラストレーションのリスクを生じさせる。しかしながらこの群飼解放畜舎システムでは子豚の衝突などによる死亡が高いという指摘もあり、科学的知見が不十分のため現行指令に採用するかどうかは今後の課題である。

以上のように理事会指令2008年では尻尾切りは禁止されていたが、多くの加盟国は違反していたので、2016年からより柔軟な政策に転換した。

2) 2018年までに雄子豚の外科的去勢を廃止するブリュッセル宣言

また、EUは2010年10月にベルギーのブリュッセルで「ヨーロッパでは2018年までにオス子豚の去勢を廃止する」というブリュッセル宣言を採択した。それまでの期間は麻酔薬ないし鎮痛剤の使用によって痛みを失くした場合のみ去勢手術が許可される。EU加盟国の去勢状況(2008年)は、イギリスでは去勢なし、スペイン、ポルトガルでは30%去勢率で、他の加盟国では大半のオス子豚が去勢されている。2012年現在EUではオス子豚の79%、約1億頭が去勢されている。その理由の第一は非去勢のオス豚肉には不快な臭いがあり、市場が受け入れないことである。臭いのもとであるのは2つの物質「アンドロステイン」と「スカトール」で、体内に蓄積されたその物質から臭気が発生するため、それを抑えるために去勢するという方針の下で実施されている。近年では市場関係者や消費者への調査によって、非去勢豚肉への偏見的评价が少なくなったことや、臭いの軽減策が飼料給与の変更によって可能になったこと、非去勢豚の肥育期間を短くすることや、加工肉にすることなどの処理がなされて、「臭い」という汚名が弱まっている。

むしろ、非去勢豚は去勢豚よりも①デリーゲインが20~30グラム多い②一日の飼料要求率が0.2~0.3グラム少ない③赤肉が2~3%多い④感染リスクが少ない⑤糞尿排出が少ない、というメリットが指摘されている。

EUでの去勢問題は、2004年にヨーロッパ食品安全機関EFSAが最初にオス子豚の去勢手術はブタに痛みを与えるものとして批判的に問題化した。

EU加盟国のなかでもオランダは雄子豚の去勢の外科的手術の廃止の政策を最も先駆的に進めている。

オランダでは2007年にオランダ食品小売協会、食肉中央会、農業者組合、養豚経営者組合が合同でサインし、当時のオランダ農業・自然環境・食品品質省とオランダ動物保護協会DBが支援したノールドベイク宣言によって「2015年までに去勢を廃止する」「経過的措置として麻酔薬使用による去勢許可」が定められた。また、オランダ産の子豚は主にドイツに輸出されているが、ドイツでも2009年にデュッセルドルフ宣言で「2017年までに去勢廃止」が定められた。

3) EU家畜福祉リファレンスセンター(EURCW)の新設とAW基準の開発政策

EUの養豚保護指令を多くの加盟国が遵守できなく、違反が常態化している矛盾を解決するための改革が重大な課題となってきた。

そのために、EU委員会は高度な家畜福祉基準を開発するためのEU家畜福祉リファレンスセンターEURCAWを2018年3月5日に設立した。構成メンバーは、オランダのWageningen大学畜産研究所、ドイツFriedrich Loeffler研究所、デンマークのAarhus大学畜産科学開発部であるが、メンバーを5ヵ年毎に見直すことになっている。EURCW-Pigの初年度事業(2019年—2020年)としては、家畜福祉の改善において最も重要な分野である養豚保護指令の遵守と実行の改善問題に取り組むことになっている。

このEURCW-Pigの事業は5つの活動に分かれており、①2021年-2022年の作業計画を作成するなど事業全体の調整活動、②家畜福祉諸規則の遵守のための福祉指標の改善活動、③科学技術ニーズにもとづく研究活動、④家畜福祉についての研修活動、⑤家畜福祉の普及活動であり、その事業成果をホームページで公開することになっている。最初の事業活動のアウトラインは2019年12月までに発表される予定である。

3. ヨーロッパ共通農業政策CAPの 家畜福祉直接支払制度と加盟国の事例

家畜福祉政策は、ヨーロッパ共通農業政策(CAP; Common Agricultural Policy)の中心事業である「農村開発政策」の強化政策の中に位置づけられ、その農業環境政策の中で拡充された分野である。すなわちCAP改革によって2003年農村開発規則が改正され、その中に家畜福祉直接支払い措置が設けられた。家畜福祉直接支払いは、法定基準以上の高い水準の家畜福祉を実現することを契約する農業経営者にそれによって生じる追加コストと減少した所得減を補う制度である。しかし、EUの家畜福祉に関する諸規則に定められている法定基準の範囲内の活動にかかるコストは自己負担である。農業者が最低5ヵ年間の契約を遵守する場合(クロス・コンプライアンス:「法定基準」プラスそれに「追加した高い水準」の両者を重疊的に遵守するという意味でここでは『重疊的基準遵守事項』と訳する)、大家畜換算1頭あたり年間500ユーロ(約6万5千円)を限度として受け取ることができる。EUの法定家畜福祉基準を実現する活動は「適正農業行動規範GAP」と同様に「適正家畜飼育行動規範GAHP: Good Animal Husbandry

Practice」と呼ばれており、「家畜福祉」補助金はこの GAHP を超える高い水準が評価されて支払われるわけで 2007 年度から導入されることになった。

しかしながら、近年、EU 諸国の経済状況の悪化と財政負担の限界もあって、新しい 2013 年 CAP 改革（2014 年－2020 年）において家畜福祉補助金の減額方針が出され、2015 年から実施されている。

2013 年 CAP 改革の重要な柱であるグリーンング支払は、「気候・環境に有益な取り組みに対する支払」という名称のように、3 つの環境に優しい活動を行う全農業者を対象とし、支払額の面積単価は一律である。3 つの環境親和的な要件は、「既存永久草地の維持；永年放牧地を含む」、「生態系保全農地の確保」、「作物の多様化；最大作物面積は 75% 以下 2 作目の合計は 95% 以下」であり、「有機農場及び同等の措置」では取組免除で直接支払を受けることができる。

グリーンングは、これまでも推進されてきた農業者の環境保全活動への直接支払の強化がねらいであり、生物多様性保全や農村景観保全などの農業が有する多面的機能の経済財として評価する政策論理がある。農産物や食料という物的商品の供給力でなく、このような環境サービス財を「公共財」として生産供給する産業としての農業に税金を給付する論理を認めたといえるのである。EU 市民が、安全で高い品質の食品を求め、またそのためには農業者が環境にやさしい活動をする必要があると要求しているからである。これまでの CAP の改革はこのような市民社会の要求に対応してきたものであるが、2013 年改革にまでにおいて、本格的な動物福祉政策がないという批判が強い。これまでの EU の農業政策は、子牛、豚、肉鶏、採卵鶏の畜種別の家畜保護指令を作ってきたに過ぎなく、また、乳牛、肉牛、めん羊、山羊、七面鳥、アヒルなどの保護基準はない。しかも、今回のグリーンング直接支払は、まさに環境親和的である「公共財」への支払であるが、家畜福祉を含んでいない。改正 CAP の 手段として公共財として位置づけが不十分であるという問題が残されたままである。EU 市民は、家畜福祉に配慮したフードチェーンが高い品質の食品を供給するものであるという認識になっているからである。このような認識は、第二の柱である農村開発政策のプロジェクト「フードチェーンの組織化、動物福祉、農業リスク管理」に反映しており、また、グリーンングの要件である「永年放牧地」への直接支払と「放牧による家畜福祉」との関連付けについても不十分な政策であると指摘される⁴⁾。

最後に 2013 年改革 CAP において指摘されなければならないことは、2009 年のリスボン条約第 13 条の「家畜は単なる農産物ではなく、感受性のある生命存在である」という法的規定を CAP がどのように受け入れ政策実行していくかという大きな課題がある。

農村開発規則の目的は地域発展のための開発計画を作成し促進することであるので、国別地域別に地域開発計画が策定され事業として実施されており、家畜福祉支払はその手段的な措置として位置づけられている。

1) 共通農業政策 CAP の家畜福祉直接支払い制度：フィンランドの事例

フィンランド(メインランド)の家畜福祉支払措置はフィンランドメインランド農村開発計画 2007－2013 年の一環として位置づけられており、EU からの補助金を受けている。家畜福祉はストレスを少なくすることによって病原菌の感染を少なくし、生産物の品質が改善され、そのように家畜の健康に留意する畜産経営は保健費用の低減化と薬品投与の減少につながっていると評価されている。支払いは地方政府によって家畜単位で行われるが、支払い受領資格は牛と豚において 10 家畜単位以上の規模の農場に与えられている。農業者は基本条件を満たすとともに

2 つ以上の追加条件を導入して飼養することが義務付けられている。基本条件の目標は家畜の一般的な安全と健康を促進することであり、追加条件は直接的に生産環境に影響を与える活動であり、結果的に家畜の福祉の改善につながるものである。

基本条件は保健業務に従事する獣医師と農業者の協働活動がもとめられており、獣医師は当初段階において農業者と保健協定書を締結し、毎年更新する（例えば獣医師の訪問回数の取り決めなど）。保健の内容には、病原菌に対する予防、家畜と飼料の安全な輸入などが含まれる。また、基本条件には動力源の適切な確保（発電機の用意など）、肉牛への適切な反芻飼料（粗飼料）の確保なども含まれている。

表1 フィンランド(メインランド)における適用条件別の家畜福祉支払額

適用条件		一家畜単位当たりの支払い金額 (ユーロ・@130円)
基本条件	養豚農場	5.00 (650円)
追加条件	火災予防と救助計画の作成	1.53 (199円)
	雌豚の放牧ないし運動	11.03 (1,434円)
	未経産豚の人工授精	6.69 (870円)
	妊娠豚の適切な空間と寝床	3.07 (399円)
	雌豚の自然分娩	13.29 (1,728円)
	疾病豚の専用豚房	8.84 (1,150円)
	豚房の改善	9.40 (1,222円)

(引用: Animal Welfare Payments - Added benefit for investing in animal welfare⁵⁾
Rural Development Programme for Mainland Finland 2007-2013)

表1のように、フィンランドの養豚農場の基本条件実施による家畜福祉支払金額は、豚の一家畜単位(5頭分)5.0ユーロ=650円とそれほど多くはない。追加条件の「火災予防と救助計画の作成」は、火災報知器の設置と緊急時の家畜の安全確保についての改善などの内容が評価される。「雌豚の飼養農場での条件改善」では、雌豚が自由に動き回れるように放牧やパドックによる運動、十分広く、快適で暖かく敷き藁がある豚房での群飼への改善が求められ、その規模はフィンランドの法令で定められている。このようにフィンランドの農業者は自主的に追加条件を2つ以上選択して、家畜福祉状態の改善を獣医師の監督のもとで実現しているのである。

そのような状況から税金による家畜福祉直接支払から、今後の家畜福祉促進は市場経済の力によって推進していくことが中心的方向となっている。すなわち、NGO 団体も補助事業などの政策への圧力を行うロビー活動とともに、スーパーマーケットや食品企業、農業者、消費者団体との家畜福祉ブランドとアニマルウェルフェア食品のチェーン開発に取り組みつつある。

2) 共通農業政策 CAP の家畜福祉直接支払い制度：イギリスの事例(2014-2020)

EU の養豚保護指令の改定にもかかわらず、加盟国の多くは未だ「尻尾切り」や「雄子豚の外科的去勢」の禁止規則に違反したままであるが、その中でも現在 EU 離脱をすすめているイギリスは先駆的にそのような飼育システムの廃止を実施してきたように、最も高い AW 畜産国といわれてきた。

しかし、EU に加盟してから 50 年経った現在は、国民投票で EU 離脱が決意され、イギリス政府の環境・食糧・農村地域省 Defra は“Green Brexit”法案による新 AW 直接支払い制度を開始しようとしている。

“グリーンブレグジット Green Brexit” は「公益のための公的資金の使用」原則を適用し、来年から開始される新しい環境農地管理システムをより良好な環境(よりきれいな空気、水質、土壌、洪水予防、農村景観など)を供給している公益財として位置づけている。その一環として EU 離脱後の農業政策において高度なアニマルウェルフェア農場への支払い金を 2020 年度から実施する方針である。

しかしながら、直接支払い制度は 2021 年度から 2027 年度までの 7 カ年間に於いて経過措置がとられ、その後は終了されることになっている。経過措置では、2019 年度の直接支払いは以前と不変であり、2020 年度でも直接支払いは同じであるが政策の単一化は出来る限り速やかにされる方針である、2021 年から 2027 年までの経過間では支払いは段々と少なくなるになっている。

このようなイギリスの EU 離脱の現状でも 2020 年度までは表 2 のように養豚の福祉飼育の条件を満たす高度な AW 農場には家畜福祉直接支払いが実施されている。この基準があたらしい “Green Brexit” 農業政策でどう継承され、改変されていくかが注目される。

表 2 イギリスの福祉飼育条件別の直接支払額

福祉飼育の条件	家畜福祉直接支払い額	効果
藁ベッドの供与	離乳子豚1頭当 70ポンド(9100円)	尾かじりの解消
高福祉の分娩システム 営巣藁の供与	離乳子豚1頭当 15ポンド(1950円)	母豚のより自由な行動
断尾しない養豚	尻尾がある豚 16.5ポンド(2145円)	屠場で外傷が見当たらない

(引用 Into the fold ;Targeted financial support to improve farm animal welfare,Table9、RSPCA 2018)⁶⁾

4. EU の AW 市場経済化政策：家畜福祉品質 WQ ブランドの開発と加盟国オランダの Beter Leven 認証

1) EU 家畜福祉品質 WQ ブランドの開発³⁾

EU は財政上の限界から、今後は家畜福祉を市場経済下で推進するため、2004-2009 年 5 月まで「家畜福祉品質 Welfare Quality」についての研究開発を実施し、民間レベルでのチェーン開発を推進する評価法の開発を実施した。プロジェクトの正式名は「食品品質チェーンにおける動物福祉の統合化—改善された福祉と透明性のある品質への社会的関心に基づいて—」である。

「福祉品質 Welfare Quality : WQ」名は商標登録の頭字語であり、EU の家畜福祉食品の域内流通拡大と域外への輸出振興に活用する重要な手段と位置付けているのである。

このプロジェクトの背景には、近年では食品の品質は、もはや最終生産物の物的性質や安全性のみで評価されるのではなく、畜産食品を生産する家畜の福祉状態についての知覚で消費者が評価するという変化がある。家畜福祉を改善することが生産物品質や家畜の病状改善と病気抵抗力に影響を与えるという事実は、それが食品の安全性と高い品質を直接的に生むことを意味しているのである。それゆえ、農場での飼育の福祉基準などは、消費者要求、小売業者の市場要求、厳格な科学的確証に基づいて創られることが不可欠であり、旧来の“農場からフォーク(食器)“から“フォークから農場へ”というアプローチがなされた。

WQ 研究開発プロジェクトは 2009 年 5 月に終了し、家畜福祉の標準評価法とその情報を統合する標準システムを開発し、農場、輸送業者、屠畜場についての総合的評価をするための「手引き書 protocol」を畜種別（豚、鳥、牛）を刊行した。この EU が開発した家畜福祉総合的評価システムの革新的なことは、評価が動物の立場から評価する方法を採用していることである。すなわち、体調、健康外観、損傷、行動などの身体状態を観察することを基本としている。現在まで使われている方法はケージやペン、床仕様などの畜舎構造や管理ベースの状態での評価が中心であるのとは対照的である。これらハードな側面が軽視されているわけではないが、家畜と環境との相互作用による“結果”を家畜の行動によって評価しようとするシステムである。

2) 加盟国オランダの AW 認証マーク Beter Leven チェーンの開発⁷⁾

以上のように開発された EU の WQ 家畜福祉評価方法を 2011 年度からオランダ経済・農業・技術革新省は農場段階での家畜福祉を改善する方法として採用することにした。動物行動の変化をみる 4 つの主要な要素をとうして評価する方法である。すなわち、①市場におけるウェルフェア要求を把握する②特別な状態における動物行動変化を評価する（輸送、と殺）③畜産業における全体としてのアニマルウェルフェアの評価（全国動物福祉水準）④最新の家畜福祉の規制を最終ゴールの時の高い規制へ置き換えていくこと。農業者と利害関係者はこの 4 つを考えていくことで、家畜の生活行動を観察してウェルフェア状態を改善していくべきとしている。オランダはこの WQ プロジェクトをいかに具体化するかを検討してきた。実際の現場からみると、一戸の農場のウェルフェア調査のためには 6-8 時間かかり、あまりにも時間がかかり費用がかかりすぎであるなど、WQ 評価法はより実務的に役立つときのみ経済的に利用するに過ぎないのが実態である。また、その方法による経験がまだきわめて少ないこともあって、いまだ試験的な段階である。それゆえ、オランダ経済省はワージェニンゲン大学研究所 WUR とオランダ家畜保健所 The Dutch Animal Health Service に委託して乳牛、肥育若牛、豚、採卵鶏、肉鶏、馬、兔についての WQ 評価手順の開発を始めた。各畜種に 150 農場のデータを集めるプロジェクトで 100 万ユーロの予算で行われた。第二ステップでは 3 か年期間で各畜種 50 農場の経済的な成果なども調べ、経済省とオランダ農業会議 Dutch Product Board とが 400 万ユーロの予算を創出している。

しかしながら、WQ 商標は民間レベルのブランドとチェーン開発を促進する評価手段であることから、オランダではむしろ後述するように“Beter Leven”のような民間のブランドロゴが貼付された家畜福祉食品がスーパーマーケットなどの小売店で多く販売されるようになっている。

(1) オランダ動物保護協会と農業者団体とのアニマルウェルフェア養豚の育成とチェーン開発

EU のなかでもオランダやイギリスでは、「農場から食卓へ」のサプライチェーン開発研究 (R&D) が 1990 年代から急速にすすめられている。オランダでは、輸入飼料依存の加工型畜産、温室ハウス栽培部門などの EU の平均的農業生産性の二倍以上の高い集約的農業と、それと結合する食品加工企業、EU をリードする物流体制が発展しているからである。

2001 年に非政府組織 NGO のオランダ動物保護協会 DB ; Dierenbescherming (英名 SPA ; Dutch Society for the Protection of Animals, 1864 年設立・会員 18 万人) は、ワージェニンゲン大学研究センター WUR ; Wageningen University Research Center に肥育豚を対象とする家畜福祉チェーン開発研究プロジェクト Diergericht Ketten Ontwerp を委託した。

研究プロジェクトの最終年度 2007 年には、DB は改善された農場施設で生産された肉製品に「ベターレーベン商標 Beter Leven Kenmerk：“(家畜と人が) より満足する生活” 商標」を開発し認証することになった。

(Beter Leven の 3 つ星マーク)



Beter Leven(英語名 Better life)は NGO オランダ動物保護協会 DB による認証マークであり、食品市場で広く受け入れられている。そのロゴマークにはアニマルウェルフェアの基準によって星の数が 1 個から 3 個になっている

2007 年に Beter Leven 認証ラベリングシステムが開始され、最初は養鶏部門に適用された。現在までに 4 千万以上の家畜(有機家畜は除く)がこのマークをつけて出荷されている。

動物保護団体である DB が家畜福祉食品の生産システムの認証に関与するようになった理由は、オランダの家畜福祉を理念とする有機畜産(EKO)による福祉飼育頭数がオランダの家畜頭数 4 億 5 千万のうちの 1% でしかなく、農業者も慣行畜産から有機畜産にそれほど転換しないなど、成長が進んでいないという現実から来ている。動物保護の運動が盛んなオランダでも、ベジタリアンは 5% で、95% の消費者は肉食をしていることから、DB は工場的畜産システムによる畜産物と有機畜産システムによる畜産物の中間に位置する「家畜に優しい畜産、より家畜が満足する生活を実現する畜産システム」によって、Beter Leven というアニマルウェルフェア食品のロゴマークを作った。すなわち、有機畜産以外で飼育されている 99% にあたる家畜の飼育生活環境を改善する手段としてロゴマーク貼付食品の普及に着手したのである。

その後、2010 年 7 月 1 日から EU の有機ロゴとオランダの有機認証団体の EKO のロゴが結合したことから、有機家畜には自動的に三ツ星 Beter Leven が付けられている。有機畜産物の認証にはアニマルウェルフェアの規準が適用されているからである。

2009 年にはアルバートハインなど 2 つの大手小売企業がこの改善されたウェルフェア豚肉をスーパーマーケットで販売することを開始した。

2013 年では 1,032 農場、62 の食品加工企業、18 のスーパーマーケット企業が参加するなど、食品市場で急速に拡大している。しかも、2013 年にはスーパーマーケット業界は豚肉の最低基準として「Beter Leven 一つ星」の採用を開始している。

このようにオランダにおけるアニマルウェルフェア食品の市場供給は民間の福祉食品認証マーク Beter Leven によって成長しており、Beter Leven マーク食品の売上高はマークが市場に導入された翌年の 2008 年には 6 千 8 百万ユーロ (95 億 2 千万円 2015 年 6 月現在為替@140 円換算) だったが、2010 年には 2.3 倍の 1 億 5 千 4 百ユーロ (215 億 6 千万円)、2011 年には 4.6 倍、2012 年には 6.7 倍、2013 年には 6.9 倍の 662 億 2 千万円にもなっている。2011 年における Beter Leven の売上額は先述した食品全体の消費額のおよそ 1.2% を占めるまでになっている。

(2) 養豚の Beter Leven ブランドの認証基準

Beter Leven の認証は豚飼育のアニマルウェルフェア水準によって一つ星☆、二つ星☆☆、三ツ星☆☆☆に区別されマークが付けられている。水準を高めるガイドラインの理念は、

「豚にはより広い空間を与える」「雌豚は群れて飼う」「豚に遊具を与える」「オス子豚を去勢しない」「健康に飼えば抗生剤を減らすことができる」「輸送時間をより短くし、よい状態で運ぶ」ことが基本になっている(表3)。

従来の慣行養豚飼育でもっとも大きな問題点は飼育面積が少ないことであり、家畜の本来の行動である寝る、動き回る、食べる、肥育される、排泄するために必要な十分な空間面積がないのである。

そのため第一の改善点はより広い生活空間を得ることであり、慣行飼育の水準から一つ星飼育の水準への改善ガイドラインは、子豚の場合は0.3m²から0.4m²へ拡大、肥育豚の場合は0.7m²から1.0m²への拡大である。

第二の改善点は運動場や放牧場などへの自由な行動空間をつくることである。慣行飼育と一つ星にはその「戸外へのアクセス」水準が「なし」と豚の行動自由度が低いが、二つ星と三つ星では肥育豚では1頭当たり1m²、繁殖雌豚及び子豚付雌豚では1.9m²、三つ星の妊娠豚は放牧がガイドラインである。

雌豚は群飼されるまでは身体を回転することもできないほど狭い小室に閉じ込められ、エンドレスな退屈感やストレスで、太らないように食事制限されもされて、筋肉が減少したり、床ずれが多くなったり、反復行動を見せるようになる。そのような自由度が低い飼育水準を改善するために、2013年からEUではすべての雌豚は群飼になっており、オランダでも一つ星の

表3 オランダの養豚 Beter Leven ブランドの認証基準と慣行飼育水準との比較表

分野	慣行飼育	☆一つ星	☆☆二つ星	☆☆☆三つ星
飼育空間	繁殖雌豚 2.25m ² 子豚 0.3m ² 肥育豚 0.7m ²	繁殖雌豚 2.25m ² 子豚 0.4m ² 肥育豚 1.0m ²	繁殖雌豚 2.5m ² 子豚 0.5m ² 肥育豚 1.2m ²	繁殖雌豚 2.5m ² 子豚 0.6m ² 肥育豚 1.3m ²
戸外へのアクセス	なし	なし	肥育豚 1.0m ² 繁殖雌豚 1.9m ²	肥育豚 1.0m ² 子豚付雌豚 1.9m ² 妊娠豚 草地放牧
繁殖雌豚の群飼育	2013年から強制的に群飼育実施	義務 2020年までに餌箱付の個室の建設は禁止	義務 藁の敷料利用	義務 藁の敷料利用
分娩柵	最低面積 3.5m ² に常時収容する	最低面積 3.8m ² に常時収容する	最低面積 6.5m ² に5日間限度に収容する	最低面積 7.5m ² に3日間限度に収容する
リラックス用遊具	おしゃぶり用金属チェーン	木製ブロック、藁ロープなど、40頭以上飼育では2015年から藁床	藁床、藁ロープなど	藁床、藁ロープなど
床材質	60%スノコ床 40%コンクリート床	60%スノコ床 40%コンクリート床	50%スノコ床 50%藁ベッド敷きコンクリート床	50%スノコ床 50%藁ベッド敷きコンクリート床
外科的処置				
a. 去勢	a. 麻酔使用で許可	a. 不許可(素豚を英国から購入しているため)	a. 無感覚状態で許可	a. 無感覚状態で許可
b. 尻尾切り	b. 許可	b. 限定的に許可	b. 不許可	b. 不許可
c. 歯切り	c. 許可	c. 中止の計画があれば許可	c. 中止の計画があれば許可	c. 中止の計画があれば許可
輸送	制限なし	農場までの輸送時間は6時間制限 屠場までの輸送時間は8時間制限	農場までの輸送時間は4時間制限 屠場までの輸送時間は6時間	農場までの輸送時間は4時間制限 屠場までの輸送時間は6時間

豚は群飼いである。二つ星以上ではその上に藁ベッドの設置が義務となっている。

このような1頭当たりの飼育空間が大きくなるのであれば、群れの頭数が行って程度大きくなれば全体的には大きな部屋空間になって豚の行動範囲が広くなり、行動要求が満たされやすくなり、しかも農場経営収益と作業労働からもいい効果がある。新規養豚農場では一群20頭規模を40頭規模に(肥育豚飼育では一群8頭から12頭)拡大することも改善策となる。

先述したようにEUでは妊娠豚の出産4週目以降のストール飼育は2013年から禁止されるようになったが、それまでの分娩柵の最低面積も慣行では3.5 m²で、一つ星でも3.8 m²と母豚の自由度が小さいが、二つ星では6.5 m²、三ツ星では7.5 m²と大きく、しかも収容日数も5日、3日と短くなっている。養豚農業者が既存の豚房を改造して母豚のストレスの軽減と子豚の安全を実現するプロドロミ式分娩房を発明し普及されている。

一つ星は慣行飼育に近い飼育基準であるが、価格は15-25%高く、有機豚肉との競争がある。

4. EUにおける養豚福祉畜産の課題と展望

EU政府の家畜福祉政策は二つの法的および補助政策的な流れがある。

一つは動物福祉の先進国であるイギリスが制定した「農業法の家畜への虐待防止条項」が反映し、欧州評議会およびEEC理事会によって1978年に発効した「農用動物保護に関する欧州協定」を源流とする一連の法令である。この「協定」によってEU理事会は、1980年代後半から主要な家畜別の保護指令を發布し、1991年には「豚の保護基準」指令を制定し、2001年、2008年にはその改正がなされたが、前述したように現在なおその改善の論議が進行している。

二つは、1962年に制定された共通農業政策CAPによる産業としての畜産および食品産業における家畜福祉政策である。

また、両者とは独立した公的なものとしては、1980年代に発生したBSE(通称・狂牛病)による食品安全問題に取り組む「ヨーロッパ食品安全機関EFSA」が、その科学小委員会の中に「動物の健康と福祉問題」を設置し、家畜福祉対策について厳しい提案を実施している。上述したように、雄子豚の外科的去勢手術の禁止についての助言が一例である。

前者の「豚の保護基準」指令ではすでに「繋ぎ飼育」禁止、「妊娠豚ストール」禁止、「断尾」禁止が定められ、2010年ブリュッセル宣言では2018年度までに雄子豚の外科的去勢の廃止などが出されているが、いまだ多くの加盟国では違反しているという現実がある。そのような法的規制と現実進行との矛盾を解決する課題があるのであり、EUはその解決策とともにより高度で科学的な家畜福祉飼育システムを開発するための協議会EURCWを2019年度に設立している。

後者のCAPは、2013年改革によって2020年までの農業農村開発の強化をめざしているが、財政難を理由に農業者への直接支払い制度の見直しがなされている。家畜福祉政策は、「農村開発規則」の中の農業環境事業の一つとして位置づけられており、EUの法定家畜福祉基準より以上の高い活動を農業者に要求するクロスコンプライアンス(重疊的基準遵守事項)を必須条件としている。しかも2013年CAP改革の目玉である「グリーンング」(気候・環境に有益な取り組み)を行う農業者を対象とする直接支払いの論理には、農業者に農産物や食料という物的商品を提供する活動への対価ではなく、環境サービス財を「公共財」として供給する農業として認めて支払うというものである。しかしながらこの論理では家畜福祉が「公共財」として捉えていないという疑問が出されており、また「農村開発」の新しいプロジェクトにある「フードチェーンの組織化、動物福祉、農業リスク管理」との関連付けも不十分である。

2013年改革CAPにおいて指摘されなければならないことは、2009年のリスボン条約第13条の「家畜は単なる農産物ではなく、感受性のある生命存在である」という法的規定をCAPがどのように受け入れ政策実行していくかという大きな課題がある。

以上のように、EU政府の家畜福祉政策との矛盾を抱えている各加盟国において、工場の畜産からAW畜産への転換という“畜産革命”の進展が、ファイブフリーダム(家畜の「飢えと乾きからの自由」「不快からの自由」「痛み、傷、病気からの自由」「通常行動への自由」「恐怖や悲しみからの自由」)の原則に基づいて実行されているかどうかをレビューする段階にきている。

むしろ、CAPなど公的なAW畜産の支援政策が後退する状況のなかで、農業者、食品企業、動物保護団体、消費者が連携して開発しつつあるAW畜産商品ブランドとAWフードシステムによる“AW市場経済化”の実態を加盟国ごとに把握することが重要となっている。

引用文献

- 1) 松木洋一「世界家畜福祉基準とアニマルウェルフェア食品企業ビジネスの動向」
『世界と日本のアニマルウェルフェア畜産ビジネスの新展開(1)ー養鶏産業におけるAW食品ビジネスとイノベーション』畜産の研究 2019年2月号 養賢堂
上原まほ「グローバル食品企業チェーンにおけるAW養鶏ビジネスの展開」同上 2019年3月号
- 2) 松木洋一「日本のアニマルウェルフェア畜産の現状と展開方向」
所収『アニマルウェルフェア国際シンポジウム』畜産の研究 2019年9月号 養賢堂。
- 3) 松木洋一「第2章2 EUの家畜福祉政策とWQブランド開発政策の動向と課題」
所収『21世紀の畜産革命』養賢堂 2018年
- 4) Diane Ryland “Animal Welfare in the Reformed CAP” *Environmental Law Review*, 17:22-43, March 2015
- 5) Rural Development Programme for Mainland Finland 2007-2013 “Animal Welfare Payments -Added benefit for investing in animal welfare”, Finland, 2014
- 6) Into the fold “Targeted financial support to improve farm animal welfare”, Table9, RSPCA 2018
- 7) 松木洋一「第2章5 オランダにおけるアニマルウェルフェア畜産の育成とフードチェーン開発」
所収『21世紀の畜産革命』養賢堂 2018年